

# 生徒の「きまり」

## 1 頭髪・服装等について

### (1) 男子

- ①制服は、黒の詰襟学生服・黒の学生服ズボン（標準型）とする。左の襟に校章をつける。
- ②夏期（おおむね6月～9月）は、白を基調としたワイシャツ、ポロシャツと、黒の夏用学生服ズボンとする。  
ポロシャツでは500円玉大までのワンポイントは可とする。

### (2) 女子

- ①制服は、学校指定学生服・プリーツスカート（膝が隠れる程度）またはスラックスとする。左の襟に校章をつける。
- ②夏期（おおむね6月～9月）は、上着は学校指定夏用制服。スカートは学校指定のプリーツスカート（夏用）とする。  
夏期に着用する下着については、上着から透けて見えない色（白・ベージュ）とする。

### (3) [男女共通]

- ①制服は、入学時に業者が採寸した物を着用する。許可なく改変しない。サイズが合わなくなった場合は学校と相談する。
- ②セーターやカーディガン、コートやマフラーなどの防寒着は、「黒」「紺」「グレー」「茶」を基調とした単色のものとする。その際に、500円玉大までのワンポイントは可とする。
- ③カバンは、学習用具・体育着・作業着などが入る大きさのもので、「黒」「紺」などを基調とした単色のもので両手が空くものが好ましい。  
※中学校校章入りの鞆はトラブル回避のため使用しないことが望ましい。
- ④靴は、運動靴かローファーとする。色は、「黒」「紺」「白」を基調とした単色のものとする。
- ⑤頭髪は、顔や目にかからぬように整え、パーマ、髪染めはしない。  
※男子は、耳やえり元、眉毛にかからないようにする。  
※女子は、肩にかかったら、編むか結ぶ等する。前髪は目にかからないようにする。
- ⑥ピアスやアクセサリなどの装身具、化粧はしない。
- ⑦体育着、作業着等は、学校指定のものとする。帽子は学校指定のものを着用する。
- ⑧靴下は、「黒」「紺」「グレー」「白」を基調とした単色のもので、500円玉大までのワンポイントは可とする。膝上まである長さのもの（ニーハイソックス）や、くるぶしが見えるもの（スニーカーソックス）は安全面を考慮し望ましくない。
- ⑨上履きは、体育館で体育（運動）のできるもの（厚底、ひもタイプ）が望ましい。
- ⑩頭髪、服装等の規定を、やむを得ない理由ではずれる場合は、届け出て学校の許可を受ける。

## 2 身だしなみ、持ち物について

- (1) 爪、頭髪、衣服等は、いつも清潔に保ち、身支度は、きちんと整える。ハンカチはいつも所持する。
- (2) 学校生活に必要なもの以外は持参しない。携帯電話を所持したい場合は、別に定める規則に従う。
- (3) 登下校の際には、決められた制服を着用する。
- (4) 登校後は、原則として体育着、作業着等に替えて学習に臨み、下校するときは、制服に着替えて下校する。

## 3 登下校について

- (1) 登下校時は、交通規則、社会道徳をしっかり守り、身の安全を確保し、社会の一員としての自覚を深める。
- (2) 自力登校をする場合は、家と学校間の通学ルートと方法を決めて学校へ登録をする。  
登録された通学ルート以外を通ったり、むやみに寄り道をしたりしない。
- (3) 社会自立をめざし、自力通学ができるように努力する。
- (4) 自転車を利用した通学については、ヘルメットを着用し、道路交通法に従った運転をする。  
保護者は、自転車保険に加入した上で自転車通学をさせる。自転車利用についての群馬県条例を遵守する。  
※ 雨や雪の自力通学の際に、車から目立つための雨合羽については、保護者と校で相談の上で、「黄色」「白」なども可とする。  
※ 電動キックボード等での登校は安全性の面から使用しない。

#### 4 学校生活について

- (1) 健康安全に気をつけ、心身を強健にする。
- (2) 自ら考え、自ら判断し、自ら行動できるようにする。
- (3) よく見、よく聞き、よく考えて、学習を進める。
- (4) 最後まで、がまん強くがんばれる精神力を養う。
- (5) みんなと仲良く協力して、楽しい学校生活にする。
- (6) 勤勉に努め、額に汗する喜びを知る。
- (7) 毎日の健康管理に気をつけ、学校を休まないようにする。
- (8) やむを得ず、欠席、遅刻、早退する場合は、保護者をとおして必ず学校へ連絡する。
- (9) 病気等で連続して7日以上欠席する場合は、医師の診断書等の証明書を添えて、保護者をとおして、学校へ連絡する。

#### 5 家庭生活について

- (1) 家族の一員としての役割を分担して、その責任を果たす。
- (2) 生活自立をめざして、自分のことは自分でできるようにする。
- (3) 規則正しい生活習慣を身につける。
- (4) 地域の人々、社会との関わりを深め、社会性を養う。
- (5) 一人で外出するときは、行き先、帰宅予定時刻等を家の人に伝えてから出かける。

#### 6 その他

- (1) 生活自立、社会自立をめざした生活を考え、今の生活を改善していくよう努力する。
- (2) 友達同士での物や金銭のやりとりは、厳禁とする。
- (3) 学校での指導を受け入れなかったり、ルールを繰り返し守らなかったりする場合は、生徒の実態に配慮しながら、問題となる行動の内容に応じて、「特別指導」を行う。

# けいたいでんわ 携帯電話・スマートフォン利用ルール

## わたしたち すまほ けいたい りよう るーる 「私たちのスマホ(携帯)利用ルール」

わた せとくべつしえんがっこう こうとうぶ せいとかい  
渡良瀬特別支援学校 高等部 生徒会

- 1 フィルタリングをかけてもらってから使用する。
- 2 使用時間は平日3時間まで、休日4時間まで。(インターネットやゲーム利用を含む)  
\*約束: 1時間使用したら30分以上は休むこと。
- 3 使用時間帯は、平日は、朝起きてから夜9時まで。休日は、朝起きてから夜10時まで。
- 4 SNS等に個人情報や他人の悪口を書き込まない。
- 5 家庭のルールを守ろう。

## とうげこうじ しよう 「登下校時の使用について」

- 1 緊急時の連絡用として使用。(電話・メール、GPS)
- 2 バスや電車の中ではマナーモードにする。
- 3 おやみに他人の電話番号を聞いたり、教えたりしない。

## 「校内の使用について」

- 1 登校後は、携帯やスマートフォンの電源をOFFにしてから教室の貴重品入れに担任の先生に預ける。  
※定期券、自転車や家の鍵、手帳、電車代などを持っている時は担任の先生に伝えてから必ず貴重品入れに入れる。
- 2 緊急時、使用する場合は必ず担任の先生もしくは近くの先生に理由を伝えてから使用する。
- 3 下校時に貴重品入れから自分の貴重品を取り鞆に入れる。

上記ルールを守れない場合の対応について

- (1) 原則として、学校への持参許可を取り消す。
- (2) 不適切な使用や迷惑行為などがあつた場合は、担任等と一緒に、メールや発着信履歴等を確かめることがある。生徒指導部で検討後、注意等、担任、生徒指導部等が適切に指導する。
- (3) 不適切な利用の内容によっては、警察等へ相談、保護者との相談をする。
- (4) 特別な指導の時間を設けることもある。